

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 指定居宅介護支援（第三条―第十二条）
- 第三章 基準該当居宅介護支援（第十三条）
- 第四章 雑則（第十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第二条 指定居宅介護支援事業者の指定に係る法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。

第二章 指定居宅介護支援

(一般原則)

第三条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者（居宅サービス事業者をいう。）に不当に偏することのないよう、公正中立にその事業を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村（法第三条第一項の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(従業者)

第四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業を行う事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 指定居宅介護支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業所の管理上支障がない場合に限る。）は、この限りでない。

（設備）

第六条 指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（重要事項の説明等）

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面の交付等をして説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第八条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（清潔の保持等）

第九条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態に関する必要な管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第十条 指定居宅介護支援事業所の従業者又は従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 基準該当居宅介護支援

(準用)

第十三条 前章の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

第四章 雑則

(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。